

第2回山形県景観審議会議事録

- 1 日時 平成20年3月3日(月)14時00分から16時16分
- 2 場所 山形県庁2階講堂
- 3 出席委員 相羽委員、石川委員、伊藤委員、岩鼻委員、小山委員、中村委員、
半田委員、日原委員、宮原委員、山畑委員
欠席委員 志村委員、沼田委員、堀委員、宮城委員、吉田委員

4 審議

(会長)

お忙しいところ、御出席いただきましてありがとうございます。今日は19年度第2回山形県の景観審議会ということで、お集まりいただきました。これより審議を開始したいと思います。主な議題は、前回から引き続きまして、条例に基づく基本方針と、それから山形県景観計画についての審議でございますけれども、最初に部会での検討経過報告をいただきたいと思っております。これは事務局からお願いいたします。

(事務局)

「第1回景観審議会」「関係団体との意見交換会」「第1回景観審議会部会」で出された意見と、その対応について説明。(略)

(会長)

はい、ありがとうございました。以上でございますけれども、経過ということで御説明いただきました。何か御質問、あるいは御意見はございますでしょうか。追加の説明は、山畑委員からございますか。

(山畑委員)

事務局からもございましたように、26日に部会を開催しまして、それぞれの専門の立場から意見をいただきました。内容としましてはここにまとめていただいたことでよろしいと思っております。

(会長)

はい、ありがとうございました。ほかに何か、お気づきの点はございますでしょうか。部会に関係したことは、このあと本題で議論することになると思っておりますので、そちらで御審議いただければと思います。

一つだけちょっとお尋ねしたいのだけれども、関係団体との意見交換会のなかで、下から5つ目に、既存不適格の物件の扱いはどうなるのかとありますが、これはたぶん眺望景観の障害に関係したのだと思うのですけれども、既存不適格になったら、その時点ではもちろん届出は適用にならないけれども、建て替えるときには届け出の対象になるということですね。

(事務局)

はい、建て替えるときや増築する場合に、届出が必要になります。

(会長)

それでは経過報告は、これでよろしゅうございますか。後ほどまた気がついたことがあ

れば、御審議いただければと思います。

それでは本題でございますけれども、基本方針の審議ということにさせていただきます。最初に事務局から御説明いただきたいと思います。

(事務局)

基本方針(素案)について説明。(略)

(会長)

はい、ありがとうございました。それでは基本方針について、前回からの変更点について御説明がありました。変更点を中心にして御審議をお願いいたします。いかがでしょうか。事務局からの説明は、変更点のほかに追加の部分もあったと思いますけれども、何かございますか。これは一度部会で御審議いただいた内容ですよね。

(山畑委員)

部会では時間の都合で、景観計画に関しての議論だけで、基本方針に関してまでは触れませんでした。

(会長)

そうするとこの方針のアンダーラインの部分は、必ずしも前回の審議を受けたものではなくて、事務局のほうでその後お考えになったこととかを付け加えたということですか。

(事務局)

アンダーラインの部分は、主に前回の審議会で頂戴しました意見を土台にして修正・追加したものです。

(会長)

この内容に関しては御説明いただいた限りにおいて、とくに私が疑問をさしはさむようなものはありませんけれども、一つ教えていただきたいのは、基本方針というものの性格について、もう少し詳しく教えていただけませんか。これは私の理解しているところでは、県の条例に基づいて基本方針というものを定めるということでしたね。

条例を通じて定めたわけなのだけれども、この定めた内容というのは、今後の審議会を含む景観行政に携わる人たちが注意していかなければいけない留意点の基本を定めたもので、これを実行していく具体的な手段はどうするのか、ここには書いていないわけですね。

(事務局)

基本方針ですので、具体的な手段ではなく方針を書いております。この基本方針の性格ですが、条例に基づいて書いているわけですが、県のマスタープラン的な性格を有したものであるということでまとめております。

(会長)

例えば、11ページのところに、原風景というのは非常に重要ですということが書いてありますね。これを読む限り異論はございませんけれども、ここに書いてある内容は、県の景観行政ないしは様々な人たちが仕事をするときに、ここに書いてあるような基本方針を一つの理念として守っていくという意味なのでしょう。そうですね。

(事務局)

実際の現場において、この基本方針がどういうふうにも有効に働くかという点については、この基本方針には具体的な事業や施策を載せていませんので、この基本方針をもとに、県で新たな施策を作ったり、条例に載っている施策の具体的な内容を決めたりすることになります。

(会長)

それは、そうすると市町村行政においても同じですか。

(事務局)

同じです。

(会長)

市町村行政をおやりになる方も、このテキストを読んでですね、このレビューになるべく沿った形で仕事をやってほしいと、そういう主旨ですよね。

(事務局)

はい、そうです。県には現在景観行政団体の市町が4つありますが、景観計画をそれぞれ独自に作ることとなります。この基本方針は、そういった市町も含めてすべて市町村を対象に作っております。

(会長)

この審議会でもって、この基本方針の素案が了承されますとね、関係の部局とか、それから各市町村の担当者に、この基本方針が渡されるわけですね。

(事務局)

はい。

(会長)

基本方針は、そういう性格のものなのでですね。御意見ございますか。

(小山委員)

質問なのですが、38ページの普及啓発のところなのですけれども、具体的な数字はきくと出せないかと思うのですが、シンポジウムやワークショップの開催は年に何回ぐらいで何年ぐらい続けることを考えているのでしょうか。景観条例がある限り、続けると考えてよろしいのでしょうか。

(事務局)

景観法は、基本的には市町村に景観行政団体になってほしいというか、市町村にがんばってほしいという意味合いが強い法律ですので、景観行政団体になろうとしている市町村を主に対象として、県がワークショップのお手伝いをするということを考えております。具体的に言いますと、来年度は2箇所ほどを予定しております。

予算等がこの基本方針と必ずしもリンクしていないのですが、考え方としましては、冒頭の経過で御説明したのですが、やはり市町村に景観行政団体になってもらって、主体的市町村が景観行政を行うというのが、我々が考える一つの理想の姿であると考えています。県内には35市町村あるわけですが、現在まで4市町が景観行政団体になっていますが、残りの市町村全てが景観行政団体になるというのはなかなか考えにくいのですが、大多数の市町村になってもらうまで、普及啓発の強化をしたいということで、ここには書いております。

(石川委員)

審議会が発足してから、事情があって今回初めて出席しました。条例制定の段階と違った言葉があちこちに出てきていると思います。一つめが、見えないものに目を向けるということです。視覚現象である景観という概念と反対の話がでてるように思えますが、非常に大事なことのような感じがしています。そして、これに連動するのかがどうか分かりませんが、地域づくり、まちづくりというものが出てきましたし、条例の策定段階のときと

違ったバージョンが出てきたと理解しています。例えば建築確認とか届出制とか都市計画といった全県的なものというのは、行政の組織で対応できると思いますが、この見えないものを見るとか、地域づくり・まちづくりという部分は、行政のなかのどこが担うのか、はっきりイメージができなくてしています。総合支庁あたりで、実施・実行しているものもありますし、市町村あたりでやっているものもありますし、この景観行政のなかでどのような形でこれを動かしていくのか、どこがそれを担っていくことになるのか、実際動くのかどうか、動かすための企画がなるのかなど、ちょっとイメージできていません。地域住民なのか、行政なのか、あるいは企業などが入ってもいいのかというような話も含めてです。

例えばの話ですが、最上川地域なのですが、大石田出身の人が東京から帰ってくるときに、小さいころ慣れ親しんだ母なる川最上川を懐かしく思って来たところ、ごみの川と化していて母なる川が泣いているという人がいました。そのところをきちんと見るというところが非常に大事なところだと思うのですね。そういうところまで、地域づくり・まちづくりというのが入ってくるという気がしているのですけれども、その辺のドライブといいますか、動かしていくにはどういうふうなイメージを考えておられるのかお伺いします。
(事務局)

今までの大きな流れを整理しますと、平成18年度までは、地域づくり・まちづくりの部分は相当薄かったような気がします。どちらかと言えば今までは届出を主体とした考え方で進んできたと思います。それで19年度、すなわち今年度になりまして、検討委員会のなかでも地域づくり・まちづくりについて説明して来ました。地域づくり・まちづくりという言葉は概念的に広いものですから、その概念を固定しないと条例では使えませんので、地域の活性化という言葉に代えていますが、地域づくり・まちづくりの精神や気持ちは残しています。

景観を保全するだけというよりも、保全以外の部分も含めて景観形成をやっていかないと、最終的には地域の発展に結びつけることができないと考えております。条例上、地域づくり・まちづくりという言葉はないのですが、活力ある地域社会の実現とか地域の活性化という言葉に代えていますが、基本的に底に流れる地域づくり・まちづくりの部分は変わっていないと思います。

ただ、先ほど申し上げましたように18年度から19年度にかけて流れが変わりまして、地域づくり・まちづくりの考え方が強くなったというように御理解いただきたいと思います。市町村との連携の部分や景観回廊という形の部分を盛り込んでいるところが、まさしく地域づくり・まちづくりを推進する一つの仕組みだというふうに考えております。そういったことで今回、基本方針をつくるにあたっては、いままでの県土の目標を山河の構造とか、土地利用の関係である三重構造とか、もてなしの作法美の部分踏まえながら、地域づくり・まちづくりを景観形成のなかに位置づけたほうが、より県民に理解しやすいだろうと考えました。

それから、地域づくり・まちづくりの枠組みをどうするのかということでは、県としては基本的にはモデル的な、すなわち誘導・先導していく枠組みのモデル事業を来年度の事業で数箇所やりながら、ゆくゆくは市町村とか、地域の住民主体の景観協議会といった組織づくりをしていかないと、地域づくり・まちづくりは根付いていかないと考えています。

それから、地域づくり・まちづくりという言葉の整理としましては、地域づくりについ

ては市町村レベルの広さの広域的なエリアを対象とするときに地域づくり、それから一市町村の中心部とかスポット的なエリアを対象とするときにまちづくりというように整理して使っております。

(会長)

いかがでしょうか、よろしいですか。

(石川委員)

協議会の設置とか、いろいろ考えておられるようで、今後を待ちたいと思うんですけども、やはりこの方針のなかにも出てきていますように、例えばの話、森林が荒廃しているわけですが、遠くから見ては分からないのですね。近くに行くと非常に惨憺たる状態です。農村部では耕作放棄地に対して直接支払制度という制度があります。しかし、それでは歯止めかからなくて、耕作放棄地はどんどん増えている現状にあります。このようなことは見ないでいけば見ないで済むのですが、ところがこれを見ってしまうと大変気になってしまう。担当部局、例えば農林水産部というようなセクションもあるわけですが、とてもとても手に負えるような代物ではないという、大変な問題だと思っています。

産業についても相当地場産業が衰退をしてきていまして、中央資本の産業がどんどん入ってきているわけですね。中央資本が入ってくるとケバケバした看板が掛けられ、自己主張を始めたりしていまして、ラスベガスかどこか分からないみたいな感じになり、地元の景観は大変迷惑というふうなことで、既存の民間商家でも対応をせまられるとか、いろんな問題が見えないところではあるわけです。こういった見えないものを見るところまで景観行政団体には、ぜひがんばってやっていただきたいというお願いです。

(会長)

どうもありがとうございました。何か、事務局からありますか。

(事務局)

景観条例だけではなかなか、委員がおっしゃっているような問題は解決できない面もありますが、その一端を担えればという部分もあります。たとえば眺望景観資産制度というのがあって、良好な眺めの景観を指定する制度ですが、指定した場合に、その眺めをどうやって保全していくか、保全活動につなげるかといった取り組みが、まさしく地域づくりとなっていきます。

景観についての認識は、まだまだ山形県の場合は取り組みが弱い部分があります。景観法には景観農業振興地域整備計画の策定という制度もございます。市町村が計画を定め良好な農業景観を保全するための制度です。景観法を一つの道具に使ってもらって、地域づくり・まちづくりに生かすという視点をもってもらうことが必要だと思います。

(会長)

ほかにございますか。はい、どうぞ。

(岩鼻委員)

いまの地域づくり・まちづくりという視点は大変重要だと思いますけれども、それとの関連で、国交省の歴史的環境形成総合支援事業というのは、非常に新しい試みでいいと思っておりますけれども、このなかでは重要伝統的建造物群の保存地区なども含むというふうな書き方をされています。山形県の場合、伝建地区(「伝統的建造物群保存地区」の略称。)の指定地区はいまのところ一つもないというふうな状況です。90年代に米沢城下町の武家屋敷と、それから羽黒山の宿坊街で指定に向けた調査が行われた経緯があるわけ

ですけれども、ただやはり伝建地区の指定はいろいろ難しい条件があるということで、その後の進展があまりないような、そういうなかで、何と申しますか、だんだんと肝心の茅葺きの建物が欠け落ちていくような状況がいま出てきているわけです。そういったなかで、もちろん周辺には重要文化財や史跡などがあるわけですので、伝建地区の指定はすぐには難しいとしても、米沢城下町の武家屋敷あるいは羽黒地区の町並みなどに、この支援事業を適用して、町並みを守っていくとか逆にできるのではないかという気がしています。

それがまた、たとえば世界遺産の推進につながるというような効果があるかと思しますので、基本方針を拝見していて、どこかで少し具体的にその米沢城下町の武家屋敷の町並みですとか、羽黒山の宿坊の町並みを保存整備といった、文言や写真などを追加していただくことはできないものかと思いました。

(会長)

そのあたりはいかがでしょうか。

(事務局)

京都市などは伝建地区をきちんと指定して、具体的な施策がその地区に盛り込まれていますが、山形県の弱いと感じるところは、そのようになっていないことです。たしかに規制がかけられたり、厳格な管理等が要求されたりするので、建造物の所有者から賛同を得られない場合もあるのですが、保存を考えたときには、やはり伝建地区といったようなものを指定して、そしてそこに集中して、いろんな整備をやっていかないと現状を維持していくことが難しいと思います。自由放任でいいなと思うだけでは、おそらく残っていかないと思います。いまここで具体的には言えませんが、方向性としてはこういったものを活用して、そしてそこをきちんと整備するというのは非常に大事なことだと思います。

(岩鼻委員)

実は先週、秋田の角館に行ったのですけれども、角館には伝建地区に指定をされているところがありますが、秋田新幹線ができて以降その周辺でずいぶん開発が進んで、伝建地区とその周辺等でギャップが非常に大きいような印象を受けました。かつて十数年前に行ったときには、それほど伝建地区とその周辺の違和感がなく、町並みはある程度統一がとれていたように思います。国交省の支援事業では、伝建地区を含めた広い地域を対象にしているようですから伝建地区だけではなくてトータルな景観を守ることができるのかなというふうに感じました。そのあたりも含めて、その伝建地区のいわゆる狭いエリアだけを町並み指定や保存するのではなく、もう少し広いエリアを対象にすると、広がりを持った景観保全ができるのではないかと考えております。

(会長)

ありがとうございました。ほかに、何かございますでしょうか。はい、どうぞ。

(宮原委員)

先ほど中村会長がおっしゃったこととリンクするのですが、今回のこの基本方針は、山形県として景観に対するスタンスとか理念を皆さんで共有するために作っていくと思うのです。しかし、現場の市町村の方たちに対して、これをどういうふうにしてください、あるいは、こうします、こうしましょうという訴えの部分があまり感じられないのですね。

特に連携とか、それから普及啓発のところでも市町村との関わりの言葉が出ているのですが、あるときは県としても厳しく市町村に対して、しっかり理念を持ってください、とか書くべきではないかと思えます。それからもっともっと現状を知って自発的に自分たちの

県土の景観を守るような、そういった責任も市町村にはあるという部分、つまりスタンスの部分も大切だと思います。そういう意識を市町村に持っていただかないと良好な景観は残っていかないのではないかと。そういったことは条例で規定されている部分もありますが、基本方針に書き込まないと、今のままですと、市町村は、たぶん県がやってくれるんだなという感じで、すんなり読まれてしまうのがちょっと辛いなと思います。だからその辺の表現を基本方針の最初の部分のところで、ぜひ、市町村は、県はといった主語を使いながら、この景観に対して、どういう姿勢で臨まなければいけないかということをしつこく謳っていただけたほうがいいかなと思いました。

それからあと、ちょっと細かいことなのですが、景観特性のところで地形とか気候とか分けていただき大変分かりやすくなったと思います。地形のところで、一つ加えていただきたいのが盆地の地形のことです。山や川も大切ですが、気候のところで寒暖の差が激しくないと書いてありますけれども、これは盆地の気候といいますが盆地特有の自然からきているわけです。山形県は、置賜盆地、村山盆地など盆地がずっと連なっていますので、できればそれも景観を形成する大事な要素だと思うので入れていただければと思います。

(会長)

どうもありがとうございました。いま宮原委員が前半におっしゃった、メッセージをもう少し切れ味よく書いてほしいというところは、事務局でちょっと工夫していただけたらませんか。

私も同感で、県民が意識して是非やっていかななくてはいけないこととか、市町村ががんばってほしいこと、県が引き受けることとか、少しメリハリを利かせていただけたらいいかなと思います。これは全体的にも言えることなのだけど、書いただけで終わってしまわないようにしてほしいのです。

おそらく最後にはこの基本方針というテキストは、全体としては重要なことを書いているのですが、委員会でこのようなものをまとめましたということで終わるのではないのでしょうか。誰でも簡単に見られるように、広報活動はどのようにおやりになるのですか。

(事務局)

ホームページに掲載したり、説明会を開いたり、市町村や県民にいかにかPRして浸透させるかというのは、本当に大きな柱だと思っています。いろんな工夫をして県庁だけではなくて総合支庁と一体となって取り組みをしたいと思っています。

(会長)

どのようなことをやったら効果的か、ちょっと御検討いただけませんか。さっきシンポジウムの話がありましたけど、それも一つの方法だと思います。

(事務局)

一昨年、景観キャラバンという形で県内8箇所ぐらいを実際にまち歩きをして、意見交換などをしました。市町村の職員の方も参加したまち歩きワークショップのようなものです。とにかく具体的に地域に入って行って、住民の方とか市町村の方とワークショップを通じて、このテキストを使っていくというような工夫をしてみたいと思います。

(会長)

PRの方向として、シンポジウムもあっていいと思うのですが、昔からシンポジウムはたくさんやっていますが、いまひとつという感じがするのですね。多くの市民が景観というのは自分の暮らしとあまり関係ないと思っている人が多いのです。もっと日々の

暮らしというか、自分たちの豊かさと非常に密接な関係があるということを知ってもらわないといけないでしょう。そういう工夫があるのですが、これからそういうことを少し皆さんのアイデアを借りて審議していくのも、この委員会の役目かなと思っています。

(宮原委員)

すごく心配していることがあります。市民の方たちは、きれいな景観を、享受して観光に使っていますし、意外とすんなりと景観のこういった新しい方針を理解されると思うのですね。しかし、市町村さんの方は、たとえばどこかに道路を通すとか、大きなものを作るという10年前に作ったような何々計画があると、それはそれでやっぱりやらなきゃねと言ってやるわけです。意外と市町村の仕事の進め方が固いというか、昔の計画に縛られているような感じがします。御自身の地域の価値をあまりよく理解されていないという部分が多いと思います。ですから、県は、たとえばそういった市町村さんのいろんな計画に対して、もっと柔軟にもう一度景観という面から考えてくださいという指導をしたり、何かそれに対する相談を受け付けたりとか、市町村さんがしっかり意識を持ってくださるような、そういう研修あるいは話し合いの場があるといいと思います。それぞれの地区で景観に関して、特に市町村の職員の方たちと一緒に話し合いをしてみるとか、自分たちの景観をもう1回確認をするといった作業をしていったほうがいいような気がするのです。

(半田委員)

私自身はソフトウェアというか、人と人が関わるワークショップのようなところで今回の審議会との接点があると思っています。基本方針を拝見して、先ほどからお話がありましたように、地域づくりですとか、まちづくりですとか、それから目に見えないものを象徴するというようなことで、人との関係とか、そこに住んでいる人たちの生活ですとか、あらゆる分野が関係して実行されていくことなのだろうと私自身は了解できて、自分のすべきこともやや見えてきたような気もします。基本的にはこの方針にはもちろん賛成ではあるのですけれども、今すでにお話が出ましたように、具体化する施策と、それから実際にその景観を保全していくという最後のところを考えますと、最初に個人のやる気ですとか個人の資産があるというのが非常に理想です。しかし、現実には税金を払うこともできないので、もうこの土地や家なりを放棄するというようなことがたくさんあるのではないかと思います。

そうすると最終的に個人のやる気と資産のようなものに行き着いてしまう。そこだけしか頼るところがないというのは非常に寂しいことなのですが、そこを条例で何かサポートできるといいと思います。もちろん条例が個人をサポートするというのは非常に難しいかもしれないのですけれども、とにかく具体的におそらく市町村という住民が一番近いところの行政が直接関わって、何か具体的に実行していく方策や仕組みなどをアドバイスできるような、もうちょっとこのなかに何か見えるような形で是非計画をしていただければというのが正直なところです。先ほどお話がありましたように、非常に広く深いことがフォローされている内容だと思いますので、先ほどの皆さんの御意見などをぜひ取り入れていただき、それらが実施されるときには、やれるところをやっていきたいと思っています。

(会長)

何か事務局からありますか。

(事務局)

県の条例に市町村の役割を規定するのはできないのですが、基本方針には、どこまで書けるか分かりませんが県の役割・市町村の役割を書き加えたいと思います。

それから半田委員から御意見があった、最終的には個人のやる気と資産に頼るしかないという話ですけれども、一つの事例として、古いものをそのまま保存するのではなくて、古民家の柱や梁を再生して、蔵ですとか建物を造っている会社がありますので、そういったことも保存の一つの形態になるのではないかと思います。そのままでは残せないのですけれども、再生していったその面影だけを残すということもあるので、そういったことも事例としてまとめられれば付け加えていきたいと思います。

(事務局)

県の景観形成に対する基本的な考え方・姿勢としましては、いわゆる規制という部分にとどまらず、創出にも取り組んでしていきたいと思います。条例では、保存と創出を形成という言葉で表現しています。いままで文化財的なものはいろいろなものが数多く指定されていますけれども、継続的に守らなければいけないというのがたくさん見られます。そういった状況の中で、いいものをきちんと残していくことを考えますと、やはり文化財という切り口だけではなく、景観という切り口というもっと広い視点のなかで、いわゆる地域づくり・まちづくりという形で、地域住民が主体となった景観の形成システムができあがるように、これから我々として努力していかなければならないと考えています。

たとえば基本方針には、景観回廊という地域づくりの概念が出てきますが、地域・市町村・県が、景観を一つのキーワードにしながら地域づくりをするというような形を考えています。確かに今から実際に相当工夫しなくてはいけない部分もたくさんあるかと思えます。委員の皆様の御意見も踏まえ、もう少し分かりやすい表現にしていきたいと思えます。

(会長)

委員の皆さんが御心配なのは、この基本方針に書いてあることは大変結構なことで、書いて終わってしまうことになりはしないかということなのです。景観のプランは今までそういう失敗が多かったと思うのですね。山形県の場合は、そうではなくて、我々の暮らしやすさとか、県民の資産形成とか、そういうことの根本にかかわる問題を意識して重視しているからまちづくりとか地域づくりとかが入っているのですけれども、その辺のリアリティがもうちょっと出てくるといいなと、委員の皆さんの御意見はそういうことだと思うのですね。これはすぐに答えが出るというわけでもない。ただ、そういう皆さんの意識だということは分かりましたから、その方向で最後のまとめを考えていただきたい。今後の一種の運動ですから、それをお考えいただきたいと思います。今日はだいたいそんなところで、皆さんの意識は分かりましたが、もう一つ大事な審議事項がありますので、とりあえずそちらに入りたいと思います。そして最後にまた御意見がありましたらお伺いしたいと思います。

次は、景観計画ですね。では、事務局から御説明をお願いします。

(事務局)

景観計画(素案)について説明。(略)

(会長)

残りの時間を景観計画の審議に充てたいと思います。全体通じていかがでしょうか。

(相羽委員)

眺望景観の保全の基準にある眺望面というコンセプトですが、視点と主対象の上端を結ぶ面というのがあって、この視点は道路に設定されていますから動きますので、敷地の幅のなかでこの視点と主対象を結ぶ線がその敷地を横切る限りすべての線を結んで面ができるということだと思います。眺めの主対象の上端というのが、たとえば蔵王連峰ですと、稜線を全部指すのか、連峰であっても1つの山を代表させて、そのピーク1点だけを指すのか教えていただきたい。もし、連続する稜線を対象とするのであれば、稜線は山裾からずっと続くわけですから、どの辺から上の部分をいうのか、言葉で厳密にきっちり表現するのは難しいですね。

眺めの主対象をよく見せるということと言うと、むしろ眺望面という考え方ではなくて、たとえば葉山だったら7合目とか6合目からの上の景観は重要だけど、それより下は多少線が切れてもいいという考えもあっていいのかと思います。これについては、いろいろなケースがあると思います。

それから眺望面から出てはいけないというのは勧告基準ですけれども、出ないように勧告をするときでも出る場合も当然あるわけで、場合によっては、山の一番見せたいところを見せれば、眺望面から多少出ても建物のボリュームをどちらかに寄せたほうがいいという場合もあるので、そのあたりをどのように考えるのか説明をいただきたい。

(会長)

はい、どうもありがとうございます。事務局どうぞ。

(事務局)

委員の御指摘については事務局でも悩んだ点でございます。県レベルで眺望面を定めているところはたぶんないと思います。

今回、基本方針で定めた県土景観の特徴的な眺望景観を阻害する部分を勧告に結び付けられないかということを考えました。

眺めの主対象は基本的に単独の山のピークにしました。点にしたのです。山々が連続する山脈の稜線と視点を結ぶ面を眺望面にすると、委員がおっしゃったように山の稜線は山裾から始まりますので、面は非常に大きくなります。そうしますと建物が建てられないという状況になってしまいます。

京都市では、賀茂川に視点を何点か設けて、大文字焼きなどを選んで、条例で建築を制限する形をとっていますが、県は眺めの主対象を固定して、建築等の行為の場所に合わせ視点が設定できるように、道路という線状の視点を設定しました。視点を線状に設定しましたので、勧告の対象かどうかをチェックするときには、眺望面といっても、たとえば月山と建て替える建物の一番高い部分を結ぶ線は1本の線になります。その線を延長して道路と交わった交点が視点となります。

眺望面を完全に超えれば、そのことだけで勧告するというよりも、そういった眺望の考え方をきちんと把握してもらいたいのです。

眺望を確保する対象のエリアは、用途地域を除く都市計画区域と都市計画区域外の区域とします。すべての景観計画区域を対象としていないのは、実施が不可能だということや都市計画区域の用途地域では都市計画法の施策で対応できるからと思っています。田園景観が広がるような地域において県を代表するような山岳の眺望を確保しようというのが狙いです。

また、眺望面を超える場合、行政が判断できないような、あるいは判断に迷うような事

案については、景観審議会の審査部会に御議論していただくということを考えております。

今回、勧告、それに係る公表、それから変更命令については客観的な基準がなければ実行できないということで、眺望に関しては6合目とか7合目から上の部分という基準ではなく、ピークの1点に絞りました。また、変更命令の対象は色彩だけにとどめました。その他の基準は、配慮事項ということにして対応することを考えております。

(相羽委員)

この景観形成基準の文言に従って勧告しなくてはいけないということになると、眺望面を超えていなければ勧告しないことになります。山のピークを望む角度よりちょっと角度が小さい建築物、すなわち見えの大きさがちょっと低い建築物が道路沿いに連続する場合は、勧告の対象にならずOKになってしまうわけですがけれども、我々がちょっとでも見えればいいというのでは困ると言いたい場合、つまり、山がちゃんと見えるよう考えてくださいというようなことを言いたい場合に、勧告の基準と部会で勧告したいこととずれることになります。そこをうまく表現していただきたいのです。

(会長)

この問題については、今日皆さんが一番疑問を持つと思ったのですけどね。もう少しいくつかシミュレーションをやってみる必要があるのではないかと思います。相羽委員がおっしゃるような意味で、ほとんど実効力がなくなってしまうという不安があります。一方、場合によってはものすごくきつい基準になることがあり得るのですね。遠くにピークが見える場合で、非常に遠くに見えた場合にピークは低く見えますからそれで規制されると、ものすごく厳しい規制になるという見方もできます。とくに道路沿いに建築ができた場合に、これはすごくきつい規制だという見方もできます。少し離れたときは逆に緩すぎるということになるのではないかなと思うのですね。少しその辺をいろいろシミュレーションして、本当にいいのかどうかというのを決める必要があると思います。恐らくすぐ決められないと思うのですよ。どうですか山畑委員。

(山畑委員)

確かにいろんなケースがまだまだ想定できるのかもしれませんが、ピークを切る・切らないという勧告基準に関わる景観保全と、建築物・工作物と背景との調和に関わる景観保全と、総合的な判断が部会に求められるのだと思うのですね。ですから、たしかに眺望面に関して、ピークより低い、だけれども横に面的に広がったものに対しては、ほかの基準項目の中での背景との調和というのを乱したりしていないかどうか。そういうところを総合的に部会では判断していくことになるのではないかと思います。

(会長)

この件については今日決めなくてもいいですよ。もう少し研究していただきたいと思っています。

(宮原委員)

ちょっとミクロな話になるのかもしれませんが、先ほどの眺望景観の南陽市の例で視点が国道13号で眺めの主対象が奥羽山脈とあります。私は高畠町に住んでいまして、ここの景観実態をよく見ているのですが、いま山肌が見えるかどうかといった眺望を問題にしていますが、実はこの国道13号の南陽市のところは、鳥上坂の坂の上から見ると、ほとんど工作物がなくて、低い山の奥羽山脈の壁とそれから盆地地形が大変すばらしいところなのです。

他では見られないような盆地全体が眺められるところなのですが、説明のあった基準ですと、盆地景観の縁をつくっている奥羽山脈が見える・見えないという部分だけが取り上げられてしまいます。地域の人たちにとっては縁をなす山々よりも盆地全体が見えることが大事なので、山のピークが見える・見えないだけの視点だけで決める基準で景観保全とっていいのかなという感じがします。

私にとってはこの白竜湖を含めた置賜盆地の景観が一番貴重だと思っています。今NEXCOさんが中央道の関係で工事を始めると思うのですけれども、盆地景観を少し横断するような計画というふうにも聞いていますので、たとえばそういったハードの計画から本当に得がたい景観をどうやって守っていくのかなと心配しておりまして質問しました。

(会長)

今の御質問に関連するのですけれども、事務局の素案は眺望景観という概念を導入していますが、今、盆地の話がございましたように地理学的な地形の構造というのがありますよね。それが一番典型的に見える場所というのはやっぱり何かあるのじゃないですかね。

(宮原委員)

あります。まさに置賜盆地ですと、盆地の地形が一番よく見えるのは鳥上坂のところ、要は盆地の縁なのです。盆地を囲む山岳のひとつである鳥上坂から下って行くと、盆地底とその盆地底の一番低いところに白竜湖がありますけれども、周囲の山々と盆地底がつくる構造がすごくよく見えるのです。

(会長)

それを考えた場合には、視点を先に決めないといけないということになるのです。

(宮原委員)

はい、そうですね。

(会長)

事務局の説明は、特定の山のピークを決めて、視点というのは建物が建つ可能性によってその都度建物の位置によって決まるようにして特定させないわけですね。それはそれで私はおもしろい考え方だと思うのですけれども、逆に視点を決めるというやり方と併用しないとうまくいかないのじゃないか。

(宮原委員)

私もそう思います。県内で絶対ここだけは景観が素晴らしい場所だから、そこから見える景観全体を何かに指定して、みんなで大切にしていきたいと思いますという、県民レベルで大切にしていけるべき景観を各地域で決めて、そのほかの場所については事務局の説明のやり方ではどうかと思います。

(会長)

つまり、路線型でということですね。

(宮原委員)

はい、そういう形でもいいのかなと思ったのですけれども。

(会長)

如何ですか。その路線型の視点というのと、先に視点を決めるというやり方の併用で少し検討していくという考えもあると思います。おそらく視点を先に決めるという考え方は、市町村がお決めになることじゃないかという考えがあったのではないかなと思うのです。しかしやはり特定の点が重要性を持つなら、そういう視点を決めてもいいのじゃないかと、

私は思いますけれども。

(宮原委員)

たぶん必ずしも市町村の方たちが、そういった特定の視点からの景観がすごいと思っていないかもしれないのです。ですからやはりいろんな目で見ることが大切で、市町村だけに任せるのではなくて、いろんな方が本当に大切な地域の景観をピックアップしていくべきです。

(事務局)

私も2年間ぐらい通勤で13号を通っていましたが、鳥上坂から盆地景観は非常によく見えるところだと実感しています。それから高畠で言うと、二井宿の方から下りたところにも盆地景観を見ることができます。ところが町から防雪柵の設置の要望がありました。これについてどうするかいろいろ議論しましたけれど、やはり冬場は視距を確保しなくてはいけないということで、いわゆる折りたたみ式の防雪柵を採用しました。冬だけ立ち上げてしまうというふうな処置をしましたがけれども、いまのお話を聞くと、やはり会長がおっしゃるような、シークエンスという視点もありますが、特定の視点での景観に規制を設けるものあるのかと思います。少し勉強させて検討させてください。そういう特定の視点もたくさんあるのではないかと思います。

(会長)

今日は、問題提起されましたので、少し勉強するというので、今日のところはよろしいのではないですかね。

(事務局)

もしよろしければ審査部会でこの御議論をさせていただければと思います。それからもう一つは、もし差し支えなければですが、一度県民の皆さんから意見をもらって、それも集約しながら、並行して修正を進めたいと思います。

今日いただいた御意見をもとに修正しましてパブリックコメントをさせていただきます。それと並行して審査部会でも検討を進め、次回はそれら二つを合わせて審議会に諮るというようなことにさせていただければと思います。

(会長)

パブリックコメントに出す原案としてはね、現在の段階ではちょっとまだ早いのではないのかな。もう少し詰めていただいたほうがいいと思いますね。

そんなに急がなくてもいいでしょ。急ぐのですか。

(事務局)

これは事務局の立場だけでお話しさせていただきますと、7月1日の施行ということで、周知期間等を2ヶ月ぐらい取りたいと考えておりますので、そういう意味で実はスケジュール的には相当厳しい段階にきています。

(会長)

では御都合がそうであるなら、少なくとももう1回部会をやっていただけませんか。そのあとでしたら。

(事務局)

委員の方には大変申し訳ないのですが、そのようにさせていただけると助かります。

(会長)

申し訳ありませんが、部会の委員方にはよろしく願います。

(日原委員)

眺望景観ばかりが目立ちますけれども、眺望に対して、圍繞景観というのでしょうか、囲まれていた空間が保護されるという精神がなおざりにされていると思うのです。つまり眺望はマクロ的にものを見るわけですが、ミクロ的にものを見るという景観は山形には一番必要な気がするのです。たとえば昔からある道標(みちしるべ)であるとか、お地蔵さんであるとか、ほこらであるとか。そのような小さな工作物をどうやったら保護できるのかという問題があります。

景観計画では、景観農業振興地域整備計画のところに耕作放棄地の解消が書かれています。町の中にも耕作放棄と同じような状況があります。廃屋であるとか、休業状態の店舗であるとか、閉鎖施設であるとか、ガラクタはそのまま放置されたままです。私は18年間山形に住んでいますけれども、建物の歯抜けが目立っています。特に国道13号沿道は目立つのですが、建物が歯抜けになったところは側壁がむき出しになって、ほとんど手を入れていないために車で走っていると目立って汚いのです。景観計画には、廃屋のようなものをなくすることが書いていないのです。

大きいものと派手なものだけではなく、小さくても廃墟みたいなものを排除するような視点を県のほうできちっと考えてほしいのです。それから沿道景観や町並み景観というキーワードもぜひ強調して、町並みの連続性の大切さを謳ってほしいと思います。

(小山委員)

景観阻害の例ということで、鉄塔の写真が載っておりますが、新設の場合に高さを抑えてほしいと部会で言えるかどうか。それから風力発電についての県としての基本的な考えを決めておかなければいけないのではないかなと思います。

もう一つなのですが、色彩のところなのですが、多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮することという文章がありますけれども、使用する色彩の占めるパーセンテージによっては、また、色彩間のバランスが欠けると、非常にいい色同士でも殺し合いが起こると思います。ですから、ただ文章として文字で載せるのではなくて、何パーセントにせよ、何パーセント以下に抑えなさいとか、具体的な数字を入れてもらうと分かりやすいと思います。

(日原委員)

色彩のことで、今回はディープトーンを加えていただいたのでまだ良かったのですが、他県は、どちらかというと基調色は彩度が3以下にしているところが多いのです。このトーンマップを見ていただければ分かると思いますが、ここは2S、5S、8S、9Sとありますけれども、ディープというのは彩度9~12になります。他県では彩度3以下が多いのです。彩度3以下と言いますと、ペール、ライトグレイッシュ、グレイッシュ、ダークグレイッシュになります。彩度4にかかっているところもありますけれども、それでもライト、ソフト、ダル、ダークです。ですから、このライト、ソフト、ダル、ダークの中間の彩度を良しとしますと、かなり派手なものになることが懸念されますので、心得としてこの中間はできるだけ避けるとか、いっそのこと彩度3以下まで下げることを考えた方がいいかもしれません。

それからもう一つ計画に入れていただきたいことがあります。最近のプレハブの住宅を見ますと、ライトグレイッシュは普通使われている基調色です。そのようなところに、突然コントラストの強いダークとか、ダークグレイッシュの建物が、隣接地に次々に建って

しまうと、地域全体の基調色が壊れてしまいます。それを避けるために、近接する建造物同士は対立的トーンの使用を避けるとか、あるいはグラデーションを重ねて、馴染ませるとか、そういう何か付帯条件をつけておかないと、色彩がバラバラになってしまう。つまり、地域色というのが出てこないなという懸念がございます。

(会長)

事務局から、何かありますか。

(事務局)

委員の御意見については検討したいと思います。周辺との調和とか、田園地域での考え方等は基本方針に盛り込んだつもりでございますが、先ほどの御意見も踏まえて、どこまで阻止ができるかという部分は検討したいと思います。それから鉄塔、風力発電については、公益的な部分がございますので、それは部会に判断していただくことになるのではないかと考えております。

それから色のバランスの関係については、日原委員から御指導いただきたいと思います。

ただ御理解いただきたいのは、我々が検討する部分は、大規模な構造物・建造物などの行為を行なうときに、できるだけ県土に傷をつけないようにするにはどうするかということを中心に置いているということです。そこが市町村とは違うということです。地域に密着した部分は市町村のほうで具体的にエリアを特定して地域特性を明確にしていかないと、地元からの同意は得られない部分がございますし、私権と規制との兼ね合いが非常に難しいわけですが、ぜひその辺も部会で揉んでいただきたいと思っております。

(伊藤委員)

県の中で、ある程度ボリュームのある建築物等についての規制であるとか、あるいは歴史性があるものや地域との結びつきが非常に強いものを保存していくというのは分かりますし、誰もそれに異存はないと思います。

ただ、日常レベルで生活して、本当に景観が何とかならないかということは、実はいっぱいあるのだと仲間に言われました。その一つは、バイパスのラブホテルの光です。小中学生ぐらいの子どもをもっている親にしてみれば、バイパスを夕方とか走ると、例えば神町あたりの光はすごくて、子どもたちは「これ何？」という、一番言ってほしくないような状況になります。このような場所は県内いたるところにあります。上山にもありますし、先ほど宮原委員がおっしゃった白竜湖の近辺にもそういうのがいくつかあります。夕方に見ると深刻さを感じます。こういう広告物に関する法律もあって条例もあって許されているだろうと思います。

景観というのは、本当に歴史性とか上質云々ということではなくて、日々の我々の生活の観点からの景観がもつ深刻な部分について、何とか景観法などに精神を盛り込めないかということをおっしゃったことがあります。広告物の法律や条例との連携もあると思います。

それと同じようなことなのですが、具体的に話が出ていたのは、霞城公園の警察の向かい側にある回る広告塔のことです。今は夜に回転させることをやめたようですが、ものすごい数があって、霞城公園で夜走ると、あの辺りの静かな美術館や霞城公園の雰囲気が一変するような感じです。あれを行政が許しているのかというような意見があったりします。

今日の内容に別に異存ということではないのですが、実際の規制のあり方とか全体の考え方で、必ずしも歴史性のあるもの、山形らしさという部分を守るといったのは基本だと思うので、それを否定する気はさらさらありません。ただ日常レベルの、生活を営んでいく

うえでの景観には、最終的に規制にすぎない部分があるのではないかと考えています。どういうふうに全体の考えに盛り込んでいくか、どういうふうに規制できるかということ、私なりに実は最近ずっと考えてはいるのですが。

(会長)

ありがとうございます。この景観計画は、5月ぐらいまでに完成させて告示するのですかね。しかし、未解決の問題がたぶん起こると思うのですね。その場合は、また何ヶ月か先に景観計画を改訂するとか、付け加えるとか、そういうことをやってもいいのでしょうか。

(事務局)

景観計画というのはP D C Aサイクルで回していくものだと考えております。従いまして、今回は本当に誰もが納得できる基本的な部分が盛り込まれていればスタートしたいと考えております。その後、いま会長がおっしゃっているように見直ししながらいいものになりたいと考えております。だた2～3ヶ月で見直すということはできませんが。

特に山形県の場合は、初めて条例を制定したものですから、事例の蓄積もございませんので、問題が見えていない部分がございます。

なお、3月7日に都市計画審議会から景観計画についての意見を聞くこととなっております。都市計画審議会は任意に開けるものではございませんので、今日いただいた御意見を事務局で検討して、部会長にも相談しながら、都市計画審議会から御意見をちょうだいしたいと思います。7月には景観計画は施行されますが、当然見直しも視野に入れながらスタートさせたいと考えております。

(会長)

最初から完璧ではないと思うのだけど、今、伊藤委員がおっしゃったようにパイパス周辺にはさまざまな目に余る状況がたくさんありまして、これは日本全国みんな同じなのですけれども、私もそのような状況を放置していけないのではないかと考えています。かと言ってこの景観計画ですべて処理できるかと言われると、そこまではいかないかもしれないので、粘り強くやるしかないと思います。そのことさえ、皆さんが了解していただければ、今回はとりあえずスタートするしかないかもしれませんね。

(事務局)

施行は7月を予定してしまして、実質的な運用をしていかななくてはいけません。当然社会的な変化もございますので、そういうことも含めて変更し、景観計画を充実させていくという形になるかと思えます。今、委員の方からいろいろ質問なり、意見をいただきましたので、それらを反映した形でもっていきたいと思えます。

屋外広告物関係についても、平成10年に条例を大幅に改正して違反広告物を撤去したりしてきましたが、やはり本質的には地域の人たちの協力がないとできないものですから、私たちの意図していることを地域の人に理解していただいて、疑問に思うような広告物をなくしていくことが望ましいと思えます。違反と撤去の繰り返しというのは、本来はおかしい話だと思います。

この手の話は、先ほど言いました地域づくりとまちづくりとか、そういったものにもつながってくるということになるのでないかと思えました。

(会長)

どうもありがとうございました。そのようなわけで、今日はこんなところかと思えます。

審議会はもう1回やる予定ですが、今お話ししたように、少し積み残しをしたような状態で、補足せざるを得ないかもしれないと思います。色彩とか形状に関する規制の問題もあるけれども、それ以外に屋外広告物は、たとえばどこの路線で禁止区域を作るかとか、それからどこを景観農業振興地域に指定するのかということは、今日の段階ではまったく決まっておられません。眺望景観の保全に関してだけは、かなり具体的にはあがっていて、ほかのところは具体的な提案はないのだけど、それでいいのかという疑問が残ります。それはどうなのでしょう、これから決めればいいのかという考えでしょうか。景観重要樹木とか、景観重要建造物に関しても、具体的な場所の指定はございませんね、今日の段階では。

(事務局)

はい、これから指定するものもでございます。たとえば景観重要樹木については、提案制度とかございます。本来はそこもセットで条例が施行されればいいのですけれども、それは今後の作り込みの部分になります。たとえば景観形成重点地域ですけれども、これは最上川の重要文化的景観の調査委員会で検討中でございますので、そちらの状況を見守りながら進めて参りたいと思います。

(会長)

眺望景観だけに関しては、スタートは7月ですか。

(事務局)

届出行為の審査基準の1つとして、眺望の保全については動き出します。届出については、7月1日以降に大規模な建築物等の建築行為について始まります。当然広報周知しなければならないですし、提出したときの審査基準も明確にしておかないと、その後の対応ができないということで、今回はその部分だけを急いだということです。

(会長)

そうですね。たとえば景観形成基準の建築物の建築および工作物の建設のところを見ますと、建造物の位置・規模ならびに形態およびその他の意匠云々というのがありますね。それから、市街地では周辺の建築物または構造物との連続性云々とかあって、位置および形態意匠とそれを配慮することとありますね。それからその上にも自然景観を有する地域では、これと調和する位置・規模および形態意匠に配慮することこと。この配慮することということだけでよろしいのですか。

(事務局)

届出事項のなかには高さの部分と、それからどういう点で配慮したかという事項を記載する部分がございます。

(会長)

建築物の場合ですね、周辺景観との不調和というのがあるでしょ。これは好ましくないということを出てくると思うのですけれども、こういうものが将来、建つ可能性が出てきた場合は、どういう措置をとることになるのですか。

(事務局)

勧告という形になります。

届出について勧告できるという形になっています。

(会長)

そうすると、その場合には事務局から問題の案件として、勧告するかどうかということが、審議会に上がってくるわけですね。

(事務局)

審議会ではなく、審査部会です。条例でそのように定めております。条例では審査部会で判断できるというふうにしております。そうしませんと、30日間で勧告を判断しなければなりませんので、審議会を開いていたのではおそらく間に合わないだろうというふうに考えております。あと配慮事項の具体例については可能な限り事例を集めて対応するしかないと思っております。

(会長)

それは、おそらくこの手の審議会で一番難しいところなのですからね。遠からず審査部会のほうにそういう案件が上がってくる可能性があります。そのときに審査部会はどういう態度というか、一方では確認申請が出てきていますので、それとの兼ね合いとかいろいろ難しい問題が出てくるので、それを経験しながら、配慮する内容をもう少し具体的に書く必要が出てくるかもしれない。いずれにしても、景観計画の策定作業が4月中に終わったとしても、将来とも関わっていく事案なので少しずつ進歩させていくという前提で考えないと、なかなか満足のいくものにはいかないでしょう。

(事務局)

事務局の考えとしては、事例を集めながら、そして数値化できるものは数値化し、審議会の委員の方にいろいろ御意見をもらって、よりよいものにしていくということをイメージしております。

(会長)

どうもありがとうございました。だいたい与えられた時間は尽きたのですが、全体を通じて何か御意見はございますでしょうか。この辺で今日は閉じてもよろしゅうございますか。ありがとうございました。

(事務局)

どうも長い間、大変ありがとうございました。以上をもちまして、本日の審議회를終了させていただきますが、後ほど各委員の皆様方に次回の審議会の日程を調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。